

中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定申請に係る必要書類

商工政策課 (53-4361)

<認定要件>

- ・金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている。
- ・下記の認定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる。

必 要 書 類	部数
認定申請書	2
売上高計算書	1
認定要件を満たす売上高の確認できる書類 ※試算表、総勘定元帳など。売上高計算書の作成に用いた書類で、客観的根拠となるもの。	1
直近の確定申告書（写し）、決算報告書の写し	1
松阪市において1年以上継続して事業を行っていることが確認できる書類 （履歴事項全部証明書の写しなど）	1
委任状（代理人が申請にお越しいただく場合）	1